

地域再生中小企業創業助成金

(地域雇用開発助成金)

1 概要

雇用失業情勢の改善の動きの弱い地域（※1）において、地域再生事業（※2）を行う法人を設立又は個人事業を開業し、雇用保険の一般被保険者として労働者を1人以上雇入れる事業主に対し、創業に係る経費及び労働者の雇入れについて一定額を助成します。

※1 雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域とは、以下の21道県をいいます。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※2 上記の21道県それぞれが定める雇用創出に資する重点分野（以下「地域再生分野」といいます。）に該当する事業をいいます。詳しくは、各労働局にお尋ねください。

2 内容

支給額

(1) 創業支援金

法人等の設立の日から6か月以内に要し、かつ6か月以内に支払った次の①から③までに該当する対象経費（人件費を除きます。）の合計額に以下の割合を乗じた額（以下「基準額」といいます。）が支給されます。

創業経費合計額の1/2とします。ただし、以下に定める額を上限とします。

創業・雇入支援対象労働者が5人以上の場合	上限額	1,000万円
創業・雇入支援対象労働者が5人未満の場合	上限額	600万円

- ① 法人等の設立に関する事業計画作成
- ② 職業能力開発経費
- ③ 設備・運営経費

(2) 雇入れ奨励金及び追加雇入れ奨励金

創業・雇入支援対象労働者1人につき60万円が支給されます。ただし、100人分が限度となります。

(3) 追加創業支援金

- ① 基準額が1,000万円以上の額の場合は、1,000万円から創業支援金の支給額を減じた額
- ② 基準額が1,000万円に満たない場合は基準額から創業支援金の支給額を減じた額

3 問い合わせ先

詳しくは、最寄りのハローワーク又は秋田労働局職業安定部にお尋ねください。